

# 事業報告書

(平成24事業年度)

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

一般社団法人 国立大学協会

# 平成 24 年度事業報告書

平成 24 年度における本協会の事業概要を次のとおり報告する。

## 1 諸会議の開催状況

### (1) 総会

平成24年 6月18日	平成24年度第1回通常総会
平成24年11月 5日	平成24年度第2回通常総会
平成25年 3月 8日	平成24年度第3回通常総会

### (2) 理事会、常任理事会及び政策会議

#### 理事会

平成24年 4月23日	平成24年度第1回
平成24年 5月28日	平成24年度第2回
平成24年 7月25日	平成24年度第3回
平成24年10月12日	平成24年度第4回
平成24年11月26日	平成24年度臨時
平成25年 2月18日	平成24年度第5回

#### 常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

#### 政策会議

平成24年 4月23日	平成24年度第1回
平成24年 5月28日	平成24年度第2回
平成24年 6月28- 7月 2日	書面審議
平成24年 7月 2- 5日	書面審議
平成24年 7月25日	平成24年度第3回
平成24年 7月31- 8月 1日	書面審議
平成24年 8月 6- 8日	書面審議
平成24年 9月12-14日	書面審議
平成24年10月12日	平成24年度第4回
平成25年 1月15-17日	書面審議
平成25年 2月12-14日	書面審議
平成25年 3月 4- 5日	書面審議

### (3) 各委員会等（専門委員会、小委員会、ワーキンググループ等を含む。）

#### 広報委員会

平成24年 5月14日	広報企画小委員会
平成24年 5月23日	平成24年度第1回
平成24年 8月 1日	広報企画小委員会
平成24年10月24日	広報企画小委員会

平成24年11月27日	平成24年度第2回
平成24年12月25日	広報企画小委員会
平成25年 1月24-25日	広報企画小委員会書面審議
平成25年 1月28日	平成24年度第3回
平成25年 2月12-18日	広報企画小委員会書面審議
平成25年 3月 1-13日	広報企画小委員会書面審議

### 入試委員会

平成24年 4月27日	平成24年度第1回
平成24年 6月 6日	作業委員会
平成24年 6月20-26日	書面審議
平成24年 7月 5- 9日	書面審議
平成24年10月 4日	平成24年度第2回
平成24年11月22日	作業委員会
平成25年 1月21日	作業委員会
平成25年 2月 4日	平成24年度第3回

### 教育・研究委員会

平成24年 4月13日	平成24年度第1回
平成24年 4月23日	特区に関するWG
平成24年 5月10-16日	書面審議
平成24年 5月30-31日	書面審議
平成24年 6月 1-11日	書面審議
平成24年 6月12日	男女共同参画小委員会
平成24年 6月22日	教育小委員会
平成24年 7月 3-11日	書面審議
平成24年10月 3日	平成24年度第2回
平成24年12月 3日	平成24年度第3回
平成25年 1月11日	男女共同参画小委員会
平成25年 2月 6日	平成24年度第4回

### 経営委員会

平成24年 3月29- 4月 2日	書面審議
平成24年 5月 7日	平成24年度第1回
平成24年 5月31日	病院経営小委員会
平成24年 6月 1日	財務・施設小委員会
平成24年 6月 4日	人事労務小委員会
平成24年 8月28-30日	書面審議
平成24年 9月20日	財務・施設小委員会
平成24年10月11日	人事労務小委員会
平成24年11月14日	人事労務専門委員会
平成25年 1月23日	病院経営小委員会
平成25年 1月24日	人事労務小委員会

平成25年 1月31日 財務・施設小委員会  
平成25年 2月 4日 平成24年度第2回

#### **大学評価委員会**

平成24年 4月17日 平成24年第1回  
平成24年 7月 6日 専門委員会  
平成24年 8月29- 9月 6日 書面審議  
平成25年 2月 8日 専門委員会  
平成25年 2月 8-12日 書面審議  
平成25年 3月27-29日 書面審議

#### **国際交流委員会**

平成24年 5月14日 平成24年度第1回  
平成24年10月18-29日 書面審議  
平成24年11月15日 平成24年度第2回  
平成25年 2月 1日 平成24年度第3回

#### **事業実施委員会**

平成24年 4月11日 平成24年度第1回  
平成24年 6月13-15日 書面審議  
平成24年10月24-31日 書面審議  
平成24年12月10日 研修企画小委員会  
平成25年 1月25-28日 書面審議  
平成25年 1月30日 平成24年度第2回  
平成25年 2月18日 研修企画小委員会

#### **国立大学法人総合損害保険運営委員会**

平成24年 7月27日 平成24年度第1回  
平成24年10月11-18日 書面審議

#### **適格性審査会**

平成24年 7月12-13日  
平成24年 9月 4- 5日 書面審議  
平成24年11月29-12月 3日 書面審議  
平成24年12月20日  
平成25年 1月16日 書面審議  
平成25年 1月21日

#### **問題検討委員会**

なし

#### **調査企画会議**

平成24年 5月23日 平成24年度第1回

平成24年 6月21-28日	書面審議
平成24年 7月31日	政策研究所委嘱事項検討会
平成24年10月 2- 9日	書面審議
平成24年11月26-30日	書面審議
平成25年 2月15日	平成24年度第2回

#### 国立大学に関する有識者懇談会

平成24年 5月28日

#### 国立大学の機能強化に関する委員会

平成24年 9月 3日	WG打合せ会議
平成24年 9月14日	第3サブWG
平成24年10月 9日	第4サブWG
平成24年10月12日	第1サブWG
平成24年10月23日	第3サブWG
平成24年10月29日	第4サブWG
平成24年11月12日	WG
平成24年11月16-19日	WG書面審議
平成24年11月26日	平成24年度第1回

#### 震災復興・日本再生に関するWG

なし

#### 震災復興・日本再生に関する支援対象事業選定等委員会

平成24年 4月12-17日	書面審議
平成24年 5月16-18日	書面審議

#### (4) その他の会議等

平成24年 4月27日	総合損害保険引受保険会社会議
平成24年 6月 1日	支部代表大学広報担当者との打合せ会議
平成24年 6月19日	国立大学法人を取り巻く諸課題に関する意見交換会
平成24年 9月14日	役員体制等検討WG
平成24年 9月24-28日	役員体制等検討WG 書面審議
平成24年12月 4- 7日	役員体制等検討WG 書面審議
平成25年 1月18-25日	役員体制等検討WG 書面審議
平成25年 2月 4日	臨時学長等懇談会

## 2 役員等の人事

### (1) 理事、監事及び会長補佐の異動状況

[別紙1のとおり]

### (2) 委員会委員の異動状況

[別紙2のとおり]

### (3) 各国立大学法人からの出向職員を中心とする事務局体制

〔別紙3のとおり〕

## 3 事業の執行状況

### (1) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

平成24年 4月25日	櫻井充参議院議員（民主党政調会長代理）と面談
平成24年 5月10日	茂木敏充衆議院議員（自由民主党政務調査会長）及び吉野正芳衆議院議員（自由民主党環境部会長）に要望〔別添1〕
平成24年 5月31日	田島一成衆議院議員（民主党環境部門動物愛護対策WT座長）に要望〔別添1〕
平成24年 5月31日	吉田統彦衆議院議員に要望〔別添1〕
平成24年 7月 2日	文部科学省大臣官房政策課に要望〔別添2〕
平成24年 7月11日	平野博文文部科学大臣に要望〔別添3〕
平成24年 7月24日	高井美穂文部科学副大臣に要望〔別添4〕
平成24年 8月 6日	平野博文文部科学大臣に要望〔別添5〕
平成24年 8月 8日	民主党文部科学部門会議にて要望〔別添4〕
平成24年 8月24日	民主党文部科学部門会議にて要望〔別添6〕
平成24年 9月19日	平野博文文部科学大臣に要望〔別添7〕
平成24年11月 7日	田中眞紀子文部科学大臣に要望〔別添8、9〕
平成25年 1月22日	下村博文文部科学大臣に表敬、要望〔別添10〕
平成25年 1月23日	下村博文文部科学大臣外64名に要望〔別添10〕

### (2) 各会員への通知等

- ・ 国家公務員給与減額支給措置に係る対応について（情報提供）  
（平成24年5月10日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他）
- ・ 「国立大学の入学者選抜についての平成26年度実施要領」及び「同実施細目」等について（通知）  
（平成24年6月18日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・ 「平成25年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」について（通知）  
（平成24年6月29日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・ 改正労働契約法に関する国立大学法人等からの質問（第一稿）について  
（平成24年9月19日付け 会員総務担当宛 国立大学協会事務局）
- ・ 平成25年度入学者選抜の円滑な実施について（通知）  
（平成24年10月4日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・ 「平成25年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について（通知）  
（平成24年10月4日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・ 平成24年度障がい者雇用に関する調査及び高齢者雇用に関する調査の集計結果について（報告）  
（平成24年10月19日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他）
- ・ 平成25年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について

- (平成24年11月8日付け 国立大学長、大学共同利用機関長宛 事業実施委員会委員長)
- ・平成25年度予算に向けた取組について（依頼）  
(平成24年11月9日付け 国立大学長宛 会長)
- ・「給与表作成の参考資料について」の作成について（通知）  
(平成24年12月13日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他)
- ・改正労働契約法に関する国立大学法人等からの質問（第二稿）について  
(平成25年1月29日付け 会員総務担当宛 国立大学協会事務局)
- ・全国高等学校長協会からの要望等について  
(平成25年2月12日付け 国立大学長宛 入試委員会委員長)
- ・国立大学附属病院の経営問題に関する第9次アンケート調査の結果について  
(平成25年2月15日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他)
- ・平成24年度附属病院の勤務状況に関するアンケート調査の結果について（お知らせ）  
(平成25年2月15日付け 会員代表者他宛 経営委員会委員長)
- ・「国立大学法人の幹部職員の人事交流について」及び「定年退職を迎えた国立大学法人の幹部職員の雇用の在り方について」について  
(平成25年3月12日付け 会員総務担当課長宛 国立大学協会事務局長)

### (3) 広報活動

- ・一般社団法人国立大学協会概要2012（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿'12の刊行
- ・情報誌（JANU Quarterly Report）の刊行  
(第25号～第28号、別冊第9号)
- ・小冊子「国立大学の東日本大震災復興支援」の発行
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・職員採用試験広報  
各地区で実施する職員採用試験の統一的・基本的事項の周知等、全国広報のための  
バナー広告、就職サイト（マイナビ、エンジャパン）に掲載

### (4) 研修事業の実施

研 修 名		実 施 日	対 象 者	人 数
大学マネジメントセミナー	企画戦略編：法人化の原点に戻って	H24. 9. 19	役員（学長を含む）、副学長、部局長、事務代表者等	178
	研究編：学術研究の高度化に向けた取り組みと課題	H24. 10. 2		168
	教育編：教育の質向上	H24. 11. 12		188
国立大学法人等理事研修会		H24. 6. 4	新規理事	96
国立大学法人総合損害保険研修会		H24. 7. 10	保険実務担当者	171
国立大学法人等部課長級研修		H24. 7. 17-18	部長級・課長級職員	185

国立大学法人トップセミナー	H24. 8. 23-24	法人の長	64
国立大学法人等若手職員勉強会	H24. 12. 13-14	若手事務職員	115
新規理事・事務局長就任予定者研修会	H25. 3. 14-15	新規理事・事務局長 就任予定者	21

事業等名		実施日	人数
第11回大学改革シンポジウム 「社会の変革のエンジンとなる大学づくり～グローバル化に対応した人材育成～」		H24. 12. 18	183
大学改革シンポジウム	北海道大学 サステイナブルキャンパス国際シンポジウム2012 -サステイナブルキャンパス構築のための行動とその評価-	H24. 10. 29	88
	福島大学 「ふくしま未来創造学」の構築に向けた地域人材育成の展望に関するシンポジウム	H24. 12. 16	80
	信州大学 病気の仕組みを解明し、健康長寿社会の実現を目指す「疾患予防医科学」シンポジウム	H24. 11. 18	272
	島根大学 高大接続シンポジウム -山陰地区からグローバルな学力と人材育成を創造する-	H24. 11. 17	65
	愛媛大学 国際通用性の高いFD・SD実施体制構築に向けて	H24. 12. 13	230
防災・日本再生シンポジウム	秋田大学 地震災害における防災人育成シンポジウム ～東日本大震災の教訓をスタートとして～	H24. 10. 30	257
	福島大学 ふくしま食と農の再生シンポジウム	H24. 11. 30	154
	筑波大学 茨城鹿行震災復興シンポジウム 茨城県北震災復興シンポジウム	H24. 10. 14 H24. 11. 25	126 162
	福井大学 日本一の原子力立地 福井県における防災危機管理 -安心できる備えのために-	H24. 10. 20	125
	名古屋大学 産官学民連携の防災人材育成事業シンポジウム	H24. 11. 24	330
	名古屋工業大学 巨大自然災害に立ち向かうための土木工学、建築学の取組	H24. 10. 28	237
	神戸大学 「神戸から東北へ」～いま伝えたいこと、そして学ぶこと～	H24. 11. 3	125
	和歌山大学 紀伊半島大水害の経験を踏まえ、これらからの地域防災を考える ～地域と大学の協働による東南海・南海地震対策～	H24. 12. 2	90
	鹿児島大学 九州防災シンポジウム in 鹿児島 -火山災害・豪雨災害を考える-	H24. 10. 30	258

国立大学フェスタ 2012	実施期間：平成24年10月1日～11月30日（主たる期間） イベント実施件数：653件
---------------	--

**(5) 国立大学法人総合損害保険の運営**

（平成24年度加入状況）

メニュー1（財産保険）（総合賠償責任保険）（労働災害総合保険）（費用利益保険）	90機関
メニュー2（診療所賠償責任保険）	85機関
メニュー3（傷害保険（役員））	90機関
メニュー4（ヨット・モーターボート総合保険）	56機関

**4 支部活動の状況**

**(1) 支部会議の開催**

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成24年 5月29日 平成24年10月31日 平成25年 2月28日	
東北地区	平成24年 6月 1日 平成24年10月25日 平成25年 2月20日	
東京地区	平成24年 6月 8日 平成24年10月17日 平成25年 3月 4日	
関東・甲信越地区	平成24年 5月15日 平成24年10月10日 平成25年 2月12日	
東海・北陸地区	平成24年 5月11日 平成25年 2月13日	
近畿地区	平成24年 5月25日 平成24年10月 5日 平成25年 2月 7日	
中国・四国地区	平成24年 5月17日 平成24年10月 3日	

九州地区	平成24年 5月23日 平成24年 9月28日 平成25年 2月13日	
------	---	--

## (2) 広報担当者連絡会の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成24年 7月12日	
東北地区	平成24年 9月 6日	
東京地区	平成24年 9月 7日	関東・甲信越地区と 合同開催
関東・甲信越地区	平成24年 9月 7日	東京地区と合同開催
東海・北陸地区	平成24年 8月 8日	
近畿地区	平成24年 9月 6日	
中国・四国地区	平成24年 9月27日	
九州地区	平成24年 9月14日	

## (3) その他の事業

各支部会議が主催する研修事業、情報交換会等が実施された。

## 5 その他の活動

### (1) 関係団体等の諸会合への参加

#### ア 就職関係

平成24年 6月20日	第1回就職問題懇談会
平成24年 8月21日	第2回就職問題懇談会
平成24年 9月20日	第1回就職採用情報交換連絡会議
平成24年10月 5日	就職問題検討委員会
平成24年10月17日	新卒者等の就職採用活動に関する懇話会
平成24年10月23日	第2回就職採用情報交換連絡会議
平成24年12月11日	第3回就職採用情報交換連絡会議
平成25年 3月12日	第3回就職問題懇談会

#### イ J A C U I E (国公立大学団体国際交流担当委員長協議会) 関係 なし

## ウ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

平成24年 7月 5日 日本国内委員会WG  
平成24年 8月20日 日本国内委員会  
平成24年10月24日 国際理事会  
平成25年 1月22日 日本国内委員会

## エ その他

平成24年 6月 2- 3日 日本留学（高度人材・実践人材）説明会（ベトナム）

### (2) 報告書等の刊行等

- ・一般社団法人国立大学協会概要2012（和文、英文）
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿' 12
- ・一般社団法人国立大学協会ANNUAL REPORT（平成24年度）
- ・情報誌「JANU Quarterly Report」  
第25号～第28号、別冊第9号
- ・冊子「国立大学法人法」
- ・冊子「国立大学法人職員必携」
- ・小冊子「国立大学の東日本大震災復興支援」
- ・報告書「人事・給与制度及び財務制度等について」
- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第9回追跡調査報告書
- ・給与表作成の参考資料について

### (3) 要望書等の受理

平成24年 4月13日 社団法人日本品質管理学会会長、一般財団法人日本科学技術連盟  
会長、株式会社小松製作所取締役会長、一般社団法人日本経済団  
体連合会副会長  
・我が国の国際競争力再興に資する人材育成への大学の社会的使  
命に関わる提言

平成24年 4月27日 北海道大学総長、東北大学総長、筑波大学学長、東京大学総長、  
東京工業大学学長、名古屋大学総長、京都大学総長、大阪大学総  
長、九州大学総長  
・政府調達に関する要望

平成24年 5月14日 全国大学高専教職員組合  
・国立大学法人の運営費交付金の確保と労使関係の自律性の維持  
に関する要望

平成24年 7月 3日 日本科学者会議  
・決議 政府は国立大学教職員給与削減・運営費交付金減額の圧  
力をやめよ

平成24年 7月19日 公益財団法人産業教育振興中央会他  
・大学等入学者選抜に関する要望書、及び、産業教育の振興に関  
する要望書

平成24年10月 5日 全国高等学校長協会家庭部会、同進路調査研究委員会

- ・家庭に関する学科等卒業者の平成25年度入学者選抜についての要望書
- 平成24年10月 8日 応用統計学会、日本計算機統計学会、日本計量生物学会、日本行動計量学会、日本統計学会、日本分類学会、統計関連学会連合
  - ・平成27年度からの国立大学の個別学力検査における数学の出題範囲に関する要望書
- 平成24年10月23日 日本科学者会議
  - ・決議 学術と教育の真の発展のため、文部科学省の大学予算概算要求を抜本的に組み替えよ
- 平成24年11月13日 全国高等学校長協会
  - ・大学等入学者選抜について（要望等）
- 平成24年12月 7日 高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会
  - ・高校、大学生等、新卒者の就職保障に向けての要請書
- 平成24年12月17日 全国大学高専教職員組合
  - ・国立大学法人での退職金の安定的な支給のための運営費交付金の確保に関する要望
- 平成24年12月21日 国立七大学安全衛生管理協議会
  - ・国立大学協会内に大学の安全衛生管理のあるべき姿を議論し、国立大学の意見集約と合意形成を図り、それらを具現化していくことを目的とする専門委員会（WG）の設置に関する要望
- 平成25年 3月25日 岡山大学経済学部長
  - ・平成24年度国立大学法人夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議の議事録及び要望書について

#### (4) 外国からの訪問者（団体）対応

- 平成24年 6月 7日 在日オーストラリア大使館教育担当参事官 国大協訪問
- 平成24年 6月26日 シェフィールド大学副学長 国大協訪問
- 平成24年 7月31日 ブラジル大学訪問団 国大協訪問

## 6 平成24年度特記事項

### (1) 東日本大震災の発生に伴う活動

- 平成24年 4月23日 平成24年度震災復興・日本再生支援事業を選定、公表（35大学・71件の事業に対し、事業支援）
- 平成24年 6月15日 平成24年度防災・日本再生シンポジウムの選定（9大学・9件を支援）
- 平成25年 1月30日 国大協主催シンポジウムを、6月に東北三県のいずれかの被災地で、地元国立大学と協力して開催することに決定
- 平成25年 2月19日 平成25年度震災復興・日本再生支援事業の募集を開始
- 平成25年 3月11日 小冊子「国立大学の東日本大震災復興支援」を発行
- 平成25年 3月13日 平成25年度防災・日本再生シンポジウムの募集を開始

## 7 監事の監査、会計事務所の確認状況 業務監査

監事の、羽入佐和子お茶の水女子大学長、吉田浩己鹿児島大学長（監事任期は平成25年3月31日まで）が、平成24事業年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

また、羽入佐和子お茶の水女子大学長、丸本卓哉山口大学長（監事任期は平成25年4月1日以降）が、平成25年5月14日に平成24事業年度における事業報告書（案）に基づき、業務監査を実施した。

#### **会計監査**

出塚会計事務所による定期的な会計書類の確認等とともに、平成25年4月24日に平成24事業年度における会計書類の確認が行われた。

これに基づき、平成25年5月14日に平成24事業年度における会計監査を実施した。

#### **8 登記・届出事項**

- ・ 東京法務局            変更登記（代表理事、理事の変更）   （登記年月日：平成24年 4月 1日）
- ・ 東京法務局            変更登記（代表理事の変更）           （登記年月日：平成24年 4月23日）

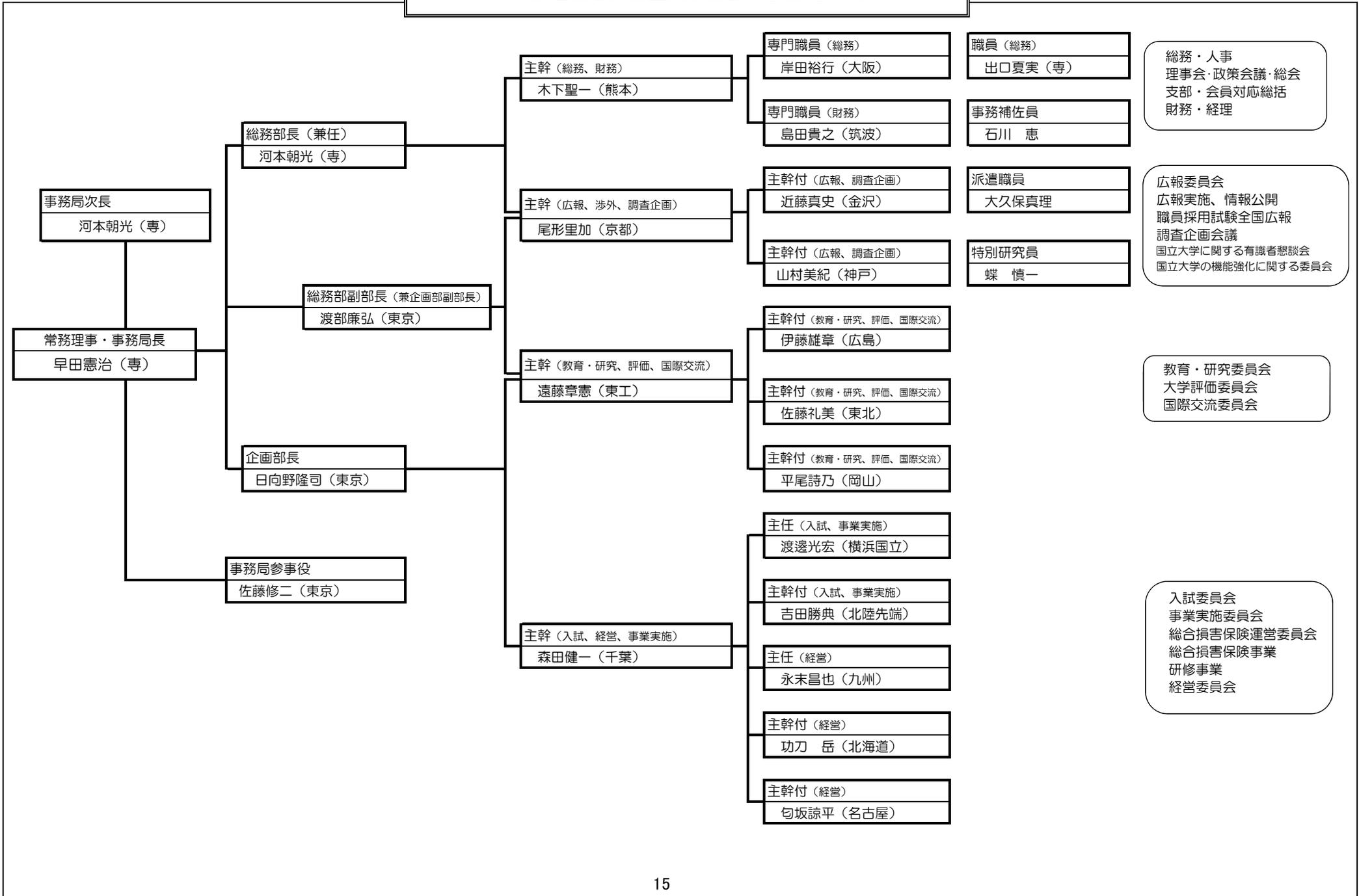
一般社団法人 国立大学協会  
理事、監事及び会長補佐の異動状況（平成 24 年度）

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
理事（副会長）	濱 口 道 成（名古屋大学長）	平成 24. 4. 1	就任（副会長）
理事（専務理事）	一井 眞比古（香川大学名誉教授）	平成 24. 4. 1	就任
理 事	里 見 進（東北大学長）	平成 24. 4. 1	就任
理 事	見 上 一 幸（宮城教育大学長）	平成 24. 4. 1	就任
会長補佐	山 内 進（一橋大学長）	平成 24. 4. 1	就任
会長補佐	上 井 喜 彦（埼玉大学長）	平成 24. 4. 1	就任
理 事	佐 伯 浩（北海道大学長）	平成 25. 3. 31	退任
理 事	山 田 信 博（筑波大学長）	平成 25. 3. 31	退任
理 事	福 田 優（福井大学長）	平成 25. 3. 31	退任
監 事	吉 田 浩 己（鹿児島大学長）	平成 25. 3. 31	退任

一般社団法人 国立大学協会  
委員会委員の異動状況（平成 24 年度）

委員会名	氏名（所属等）	異動年月日	異動事由
入試委員会	里見 進（東北大学長）	平成 24. 4. 1	就任
	齋藤 康（千葉大学）	平成 24. 4. 1	就任
	岡本信明（東京海洋大学長）	平成 24. 4. 1	就任
	小林祥泰（島根大学長）	平成 24. 4. 1	就任
教育・研究委員会	磯貝 彰（奈良先端科学技術大学院大学長）	平成 25. 3. 31	退任
大学評価委員会	古山正雄（京都工芸繊維大学長）	平成 24. 4. 1	就任
	山田信博（筑波大学長）	平成 25. 3. 31	退任
	若井彌一（上越教育大学長）	平成 25. 3. 31	退任
	能勢隆之（鳥取大学長）	平成 25. 3. 31	退任
国際交流委員会	野口誠之（奈良女子大学長）	平成 25. 3. 31	退任
	岩政輝男（琉球大学長）	平成 25. 3. 31	退任
経営委員会	脇口 宏（高知大学長）	平成 24. 4. 1	就任
	伊賀健一（東京工業大学長）	平成 24. 9. 30	退任
	三島良直（東京工業大学長）	平成 24. 10. 1	就任
	亀山郁夫（東京外国語大学長）	平成 25. 3. 31	退任
	福田 優（福井大学長）	平成 25. 3. 31	退任
事業実施委員会	見上一幸（宮城教育大学長）	平成 24. 4. 1	就任
	佐伯 浩（北海道大学長）	平成 25. 3. 31	退任
	吉田浩己（鹿児島大学長）	平成 25. 3. 31	退任

一般社団法人国立大学協会 事務局体制



平成 24 年 5 月 31 日

民主党環境部門動物愛護対策ワーキングチーム座長  
田島一成 殿

## 動物愛護管理法の見直しに関して

生命活動を科学的に理解することは、人類の健康や福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要不可欠な手段です。わが国の医学・医療、科学技術、食品、環境等の広範な産業においても、その成果が国民生活の向上や安全確保に大きく貢献してきました。

環境省では一昨年（2010 年）来、中央環境審議会動物愛護部会の中に動物愛護管理のあり方検討小委員会を設置し、動物愛護管理法の見直しを行ってきました。検討課題とされていた実験動物に対して、私ども大学や学術研究機関のそれぞれの考え方を表明させていただいたところです。

動物愛護の精神に則る動物実験や飼育管理の在り方に関しては、2005 年の動物愛護管理法の改正で動物実験の国際原則が明文化されたことを機に、2006 年には文部科学省、厚生労働省、農林水産省が動物実験の実施に関する基本指針を制定し、さらに日本学術会議は詳細な指針「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を定めました。

2006 年に完成したこの新たな制度により、社会的理解を得ながら学術研究、試験研究に必要な動物実験が適正に実施され、実験動物が動物愛護の精神に則り適法に飼育される管理体制が格段に進歩し、定着してきたところです。

現行の自主管理の仕組みは実効性を持って遵守されており、これまで問題が生じていないことに鑑み、実験動物施設の位置づけや実験動物の生産管理に関しては、動物愛護の精神に則った現在実施している自主管理体制に委ね、その体制をさらに強化するとともに、科学技術や医療の更なる発展と社会への貢献の観点も踏まえて不断に検証しながら、今後も現在の自主管理体制を着実に推進していくことが重要であると判断します。

(要望団体は以下の通り)

- 一般社団法人国立大学協会 教育・研究委員会委員長 濱口道成 (名古屋大学・総長)
- 国立大学医学部長会議 常置委員会委員長 森 望 (香川大学・医学部長)
- 全国医学部長病院長会議 会長 森山 寛 (東京慈恵会医科大学・病院長)
- 国立大学法人動物実験施設協議会 会長 浦野 徹 (熊本大学生命資源・支援センター長・教授)
- 公私立大学実験動物施設協議会 会長 喜多正和 (京都府立医科大学・教授)
- 厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会 会長 塩谷恭子 (国立循環器病研究センター研究所・室長)
- 日本神経科学学会 理事 伊佐 正 (自然科学研究機構生理学研究所・教授)
- 日本生理学会 研究倫理委員会委員長 伊佐 正 (自然科学研究機構生理学研究所・教授)
- 公益社団法人日本実験動物学会 理事長 八神健一 (筑波大学大学院人間総合科学研究科・教授)
- 日本製薬工業協会 専務理事 仲谷 博明
- 公益社団法人日本実験動物協会 会長 福田勝洋 (岡山理科大学・教授)
- 日本実験動物協同組合 理事長 外尾亮治 (財団法人動物繁殖研究所・理事長)

&lt;様 式&gt;

文部科学省大臣官房政策課 税制改正要望担当 御中

## 平成25年度税制改正に関する要望

要望者名  (団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	一般社団法人 国立大学協会 企画部 森田・永末・功刀・匂坂
住所  (団体の場合は所在地)	東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号 学術総合センター4階
電話番号	03-4212-3514・3512・3526
FAX 番号	03-4212-3519
電子メールアドレス	kikaku@janu.jp

<要望フォーマット>

要望者名	一般社団法人 国立大学協会
要望名	年末調整における所得控除手続きの改善
【要望の内容】	
イ 種別	1. 新しい税制措置に係るもの ○2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ロ 税目	○1. 国税(税目:所得税 ) 2. 地方税(税目: )
ハ 要望の詳細	源泉徴収義務者が行う年末調整において、寄附金の所得控除を可能とすること。これにより、手続きの簡素化を図る。
ニ 措置を必要とする期間	恒久的措置
ホ 理由(必要性・妥当性)	<p>教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。</p> <p>現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果寄附するという習慣が普及しない一因となっている。</p> <p>このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。</p>
ヘ 期待される効果	<p>税務署への確定申告が不要となり、手続きが簡素化されることから、大学の教職員等給与所得者からの寄附の増加が期待できる。諸外国のように寄附文化が根付いていない我が国では、寄附税制に係る手続きの簡素化を通じて寄附意思を有する潜在的寄附者の増加が期待できる。</p>
ト その他参考となる事項 (可能であれば見合い増税案)	手続きの簡素化を図る要望

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了解下さい。

<要望フォーマット>

要望者名	一般社団法人 国立大学協会
要望名	所得控除・税額控除選択制度
【要望の内容】	
イ 種別	1. 新しい税制措置に係るもの ○2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ロ 税目	○1. 国税(税目: 所得税 ) 2. 地方税(税目: )
ハ 要望の詳細	学校法人等に寄附をした場合の税額控除の選択制が、国立大学法人についても適用できるように求めるもの
ニ 措置を必要とする期間	恒久的措置
ホ 理由(必要性・妥当性)	個人が寄附する際に、所得控除と税額控除の選択が可能となること によって、寄附し易い環境となり、寄附意思を有する潜在的寄附者の増加が期待できる。
ヘ 期待される効果	
ト その他参考となる事項 (可能であれば見合い増税案)	制度導入の際、適用可能とする要望のため、増税案なし。

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了解下さい。

<要望フォーマット>

要望者名	一般社団法人 国立大学協会
要望名	日本版「ブランド・ギビング」信託制度の拡充
【要望の内容】	
イ 種別	1. 新しい税制措置に係るもの ○2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ロ 税目	○1. 国税(税目: 所得税 ) 2. 地方税(税目: )
ハ 要望の詳細	学校法人・公益法人等への寄付を目的とする特定寄附信託を、国立大学法人についても適用できるように求めるもの
ニ 措置を必要とする期間	恒久的措置
ホ 理由(必要性・妥当性)	個人が特定寄附信託をする際、寄付先に国立大学法人が加わることで寄付者の選択肢が広がるとともに、潜在的寄付者の増加が期待できる。
ヘ 期待される効果	国立大学法人についても本制度の対象とすることにより、広く社会で教育を支え合うという寄附文化の醸成に寄与する。
ト その他参考となる事項 (可能であれば見合い増税案)	適用範囲の拡充要望のため、増税案なし。

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了解下さい。

国大協企画第53号  
平成24年7月11日

文部科学大臣  
平野 博文 殿

一般社団法人国立大学協会  
会長 濱田 純一

### 政府調達に関する要望書

政府調達協定については、外国企業を入札などで差別しないこと等を目的とした協定であることは理解しております。

政府調達については、国立大学の教員・研究者等から入札公告が長期間であることや仕様書等の作成に多大な時間を要することなどから、国立大学法人を政府調達対象機関から外すなどの是正要望が数多く寄せられています。

このことは、機器調達の遅れや研究展開の遅延や停滞などによる国立大学法人の機能の根幹を揺るがすものであります。さらに国立大学病院においては、患者ニーズに適時適切に対応できなくなる等、診療活動に深刻な影響をもたらします。

先般、貴省より政府調達の自主的措置に係る適用基準額の邦貨換算額について、その基準額10万SDR換算額を 1,500万円から1,200万円に引き下げる旨の通知が发出されましたが、この引き下げによる対象調達件数の増加は必至であります。

なお、貴省におかれましても、「予算財政制度の改善に関する提言」（平成22年8月30日政務三役会議決定）として、自主的な措置の見直しを関係府省に提言していただいていると承知しております。

つきましては、政府調達協定の改正に伴い、我が国における政府調達に係る自主的な措置の改正が行われるにあたっては、政府調達対象機関から国立大学法人を対象外としていただくことが望ましいと考えておりますが、これに多大な時間を要するようであれば、自主的措置の対象機関から除外していただけるようお願い申し上げます。

国大協企画第74号  
平成24年7月24日

文部科学副大臣  
高井美穂 殿

一般社団法人 国立大学協会  
会長 濱田純一

平成25年度税制改正に関する要望書について

平素は国立大学の発展のため、格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国立大学の教育・研究機能の一層の発展、充実のため、下記要望（詳細別紙）について、格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

記

- 年末調整における所得控除手続きの改善
- 所得控除・税額控除選択制度
- 日本版「プランド・ギビング」信託制度の拡充

## ○ 年末調整における所得控除手続きの改善

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。

現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果として寄附するという習慣が普及しない一因となっている。

このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

## ○ 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄附者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

## ○ 日本版「ブランド・ギビング」信託制度の拡充

平成23年度税制改正により、日本版「ブランド・ギビング」信託が創設され、学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得は非課税となった。

国立大学法人についても本制度の対象とすることにより、広く社会で教育を支えあうという寄附文化の醸成に寄与する。

## 年末調整における所得控除手続きの改善

### ○ 税目

国税(所得税)

### ○ 要望詳細

源泉徴収義務者が行う年末調整において、寄附金の所得控除を可能とすること。  
これにより、手続きの簡素化を図る。

### ○ 要望理由

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。

現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果寄附するという習慣が普及しない一因となっている。

このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

### ○ 期待される効果

税務署への確定申告が不要となり、手続きが簡素化されることから、大学の教職員等給与所得者からの寄附の増加が期待できる。諸外国のように寄附文化が根付いていない我が国では、寄附税制に係る手続きの簡素化を通じて寄附意思を有する潜在的寄附者の増加が期待できる。

## 所得控除・税額控除選択制度

### ○ 税目

国税(所得税)

### ○ 要望詳細

学校法人等に寄附をした場合の所得控除と税額控除の選択制を、国立大学法人についても適用すること。これにより、寄付者の利得性を高める。

### ○ 要望理由

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄付者の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄付金の促進に寄与する制度であるとされている。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄付者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄付者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄付者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

### ○ 期待される効果

個人が寄附する際に、所得控除と税額控除の選択が可能となることによって、寄附し易い環境となり、寄附意思を有する潜在的寄付者の増加が期待できる。

## 日本版「ブランド・ギビング」信託制度の拡充

### ○ 税目

国税(所得税)

### ○ 要望詳細

平成23年度の税制改正において制度化された学校法人等への寄附を目的とする特定寄附信託を、国立大学法人についても適用できるように求めるもの。

### ○ 要望理由

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

国立大学は、企業訪問や学生の保護者・卒業生・教職員等に対して寄附のお願いレターを発出したりと努力をしているところであるが、これらの従来からの地道な活動に加え、本制度が国立大学法人にも適用されることとなれば、新たな寄附層の開拓に繋がり、寄附金確保に向けた取組の可能性が広がることとなる。

また、寄付者の側からも、従来の学校法人やNPO法人等に国立大学法人が加わることにより、寄附先の選択肢が広がることは大きなメリットと考えられる。

### ○ 期待される効果

個人が特定寄附信託をする際、寄附先に国立大学法人が加わることで寄付者の選択肢が広がることで、潜在的寄付者の増加が期待され、同時に広く社会で教育を支え合うという寄附文化の醸成に寄与する。

国大協企画第 8 3 号  
平成 2 4 年 8 月 6 日

文部科学大臣

平 野 博 文 殿

一般社団法人 国立大学協会  
会 長 濱 田 純 一

### 平成 2 5 年度国立大学法人運営費交付金の確保について（要望）

我が国は、長期にわたる経済の停滞や政府債務残高の累増による財政構造の悪化に加え、東日本大震災からの復興や、電力供給の不確実性、欧州政府債務危機への対応など重層的なリスクにさらされています。

今、我が国の再生と持続的発展を実現するために、急速に進行する少子高齢化の中で、デフレからの脱却と危機に瀕している社会保障制度を立て直し、様々な分野でイノベーションを実現し、潜在成長率を高め、安定的な雇用の回復を図り、活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。

この社会変革の実現には、即応的、効果的な施策とともに、未来への投資ともいべき人材育成、科学技術分野など中・長期的施策の展開がますます重要となっています。

各国立大学は、被災地の復興に当たって大震災に関連する科学的事象の究明や地域再生のための提言・取組、ボランティア活動などを持続的に展開しており、また、学術の力無くしては明日の日本の活力はあり得ないという責務を自覚し、それぞれの個性ある教育研究活動を最大限に展開し、地域への貢献や日本全体への貢献、国際的な水準を備えた学術の確立に取り組んでいます。

つきましては、平成 2 5 年度概算要求・予算編成に向けて、復興・再生のため、国立大学が持てる学術の力を教育と研究を通じて発揮するために必要な国立大学法人運営費交付金の確保に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

国大協企画第 87 号  
平成 24 年 8 月 24 日

民主党文部科学部門会議  
座長 鈴木 寛 殿

一般社団法人 国立大学協会  
会長 濱田 純 一

## 平成 25 年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

### 要望事項

#### 教育力・研究力の強化と教育機会均等の確保

- 運営費交付金の確実な措置
- 教育費負担の軽減（授業料等減免措置の拡大、奨学金の拡充等）
- 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充
- 教育研究の基盤となる施設・設備の整備
- 科学研究費助成事業の拡充と早期の全種目完全基金化
- 国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

## 平成25年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

我が国は、長期にわたる経済の停滞や政府債務残高の累増による財政構造の悪化に加え、東日本大震災からの復興や、電力供給の不確実性、欧州政府債務危機への対応など重層的なリスクにさらされています。

今、我が国の再生と持続的発展を実現するために、急速に進行する少子高齢化の中で、デフレからの脱却と危機に瀕している社会保障制度を立て直し、さらにその上で、潜在成長率を高め、安定的な雇用の回復を図り、活力ある社会を目指した変革（イノベーション）を様々な分野で成し遂げなければなりません。

この社会変革の実現には、即応的、効果的な施策とともに、未来への投資ともいうべき人材育成、科学技術分野など中・長期的施策の展開がますます重要となっています。

国立大学協会は、我が国の持続的な成長・発展を図る上で、国立大学の教育・研究基盤の改善・充実を図り、従来から国立大学が果たしてきた、我が国の知の創造拠点・高度人材育成拠点としての役割を強化することが不可欠であると考えています。この役割は言い換えれば、1つには、国際競争力の源としてのナショナルセンターとしての機能、もう1つは、地域の社会・経済を支えるリージョナルセンターとしての機能であり、これらの機能を一層強化することが、われわれの責務であると考えています。

そのような国立大学の機能強化については、国立大学協会としても、そのための指針を取りまとめ、昨年6月に「国民への約束」という副題をつけて公表したところです。まさに国立大学として不断の改革を自ら立案、実行し、そうすることで、国民の皆様のご理解を深める努力を続けていく所存であります。

各国立大学は、政府からの震災復興財源確保の要請に真摯に対応するとともに、被災地の復興に当たって大震災に関連する科学的事象の究明や地域再生のための提言・取組、ボランティア活動などを持続的に展開しています。また、学術の力無くしては明日の日本の活力はあり得ないという責務を自覚し、それぞれの個性ある教育研究活動を最大限に充実させることを通して、地域への貢献や日本全体への貢献、国際的な水準を備えた学術の確立に努めています。

特にグローバル人材の育成は、国立大学として喫緊の課題であり、教育の質の保証、教育システムの国際化、学生の相互交流の拡充、外国人教員の確保、学事暦の柔軟化などについて、各大学において主体的に取り組んでいるところです。さらに、入試制度改革、教養教育改革、若手研究者育成など教育力・研究力の向上に力を尽くしてまいります。

各国立大学において、こうした自主的・自律的な改革を継続し、加速していけるよう、大学運営費の確保・充実および教育研究の基盤となる施設・設備の整備が重要であることは論をまちません。しかしながら、国立大学の基盤を支える運営費交付金は、法人化された平成16年と比べ、当初予算ベースで992億円（率にして7.99%）もの削減が行

われ、8年間の削減累計額は4,706億円にものぼります。

これまで、各国立大学ではそれぞれ懸命の努力により経費を捻出するとともに外部資金等の確保に努めているものの、適切な公財政支出がなければ、大学改革は言わずもがな、遠からず教育の質を保つことは難しくなり、また、学問分野を問わず、基礎研究の地盤や萌芽的な研究の芽を潰すだけでなく、優秀な研究者が国外へ流出するほか、地域医療の最後の砦としての機能の低下や一部国立大学の経営が破たんするなど、我が国の高等教育・研究の基盤が根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至ることが危惧されます。

現在でも日本は大学等への公財政支出が対GDP比でOECD加盟国中最下位であることは、周知の事実です。今後、日本がフロンティアを切り拓き、「共創の国」づくりを実現するためには、「日本再生戦略」に位置づけられた「人材育成戦略」に基づき、優れた高等教育を受けた、将来を担うグローバル人材の育成が不可欠であり、各大学が社会から負託された責務を果たしていく上で、適切な予算措置は欠かせません。

つきましては、運営費交付金の確実な措置や教育費負担の軽減など、別紙の事項について要望いたします。貴職におかれましては、平成25年度の予算編成に向けて、国立大学関係予算の確保・充実について、ご理解をいただき、格段のご尽力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 要望事項の要点

### 教育力・研究力の強化と教育機会均等の確保

#### ○運営費交付金の確実な措置

我が国の発展の基礎を支える国立大学法人の教育・研究活動が安定的・持続的に推進できるよう、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置を行う。

(1) 骨太の方針2006による運営費交付金の対前年度比「1%削減方針」は撤廃され、平成23年度から、国立大学教育研究特別整備費、24年度においては、国立大学改革強化推進事業が新たに予算措置され、国立大学法人化以降の基盤的経費の削減に一定の歯止めをかけていただいた。

今後の予算編成においてはこの流れを継承し、できるだけ早期に運営費交付金を法人化前の水準に戻すとともに、国からの財政的支援を早急にOECD諸国並みに拡充することが必要である。

- ・平成24年度当初予算は1兆1423億円。法人化初年度（平成16年度）と比べ、992億円、率にして7.99%の削減
- ・高等教育機関への公財政投資のGDP比：OECD平均1%、日本0.5%

なお、平成18年度から実施された総人件費改革（毎年1%削減）の影響により、教員の年齢構成のアンバランスや常勤者の減少などの弊害が顕著になってきており、これ以上の人件費の削減は、国立大学法人の教育・研究の基盤を崩壊させ、回復不可能な事態を招来し兼ねない段階に来ている。

また大学の自主的判断により用途が決められる一般運営費交付金増額のために、平成23年度以降すべての大学に課せられている「大学改革促進係数」（附属病院を有しない法人1%、附属病院を有する法人1.3%、附属病院運営費交付金の交付を受ける法人1.6%）の撤廃が必要である。

(2) 国家公務員の給与削減支給措置に関連した国立大学法人運営費交付金の予算上の取扱いについては、卓越した教育・研究の推進等を通して、震災復興と新たな日本の構築に貢献していくという国立大学法人の役割・機能にかんがみ、国の基盤となる教育・研究を更に強化するための必要な予算の確保について、特段の配慮を要請する。

なお、東日本大震災以降、国立大学は、被災地への医療支援、被災した学生や研究者の受入れ、被災地でのボランティア活動など、研究力と人材を総動員して、全力をあげて支援している。我が国がこの震災を教訓にして一層の発展を図り、引き続き世界を牽引していくためには、優れた人材の育成、先端研究の推進が不可欠であり、重ねて配慮を要請する。

## ○教育費負担の軽減（授業料等減免措置の拡大、奨学金の拡充等）

学生の経済状況、居住する地域や学問分野を問わず、教育の機会均等を確保し、すべての意志ある人が高等教育を受けられる仕組みのなかで、国立大学がその役割を果たすため、高等教育の実質無償化を推進し、早急に公財政支出を拡充する。

- (1) 昨今の経済状況や東日本大震災の影響を受けるなかで、教育の機会均等を確保するため、入学料・授業料等標準額の減額及び減免措置の更なる拡大、所得連動返済型無利子奨学金制度の拡充及び給付型奨学金の創設、修学支援の基金の充実に必要な予算措置を行う。
- (2) 大学院生への経済的支援充実のため、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）などの雇用に係る財政的支援等の措置を充実する。

## ○国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充

国立大学附属病院に関しては、医師等の人材育成、地域医療の中核病院、地域医療体制の確立、高度医療及び先進医療の提供、また、これらを支える臨床研修など、医学・医療の急速な進歩に資する国立大学附属病院特有の役割を果たすために必要な財政的支援を行う。

- (1) 地域医療の最後の砦としての機能を果たすため、地域医療拠点体制等充実支援経費を継続し、特に債務負担軽減策として実施している自己償還比率に係る財政支援（現行75%）の早期拡充（100%）を実現すること。
- (2) 先進医療や治験実施の取組などに重点的に支援する臨床研究体制強化経費の充実を図ること。
- (3) 附属病院施設の再開発整備等に対し、施設整備費補助金の割合（現行10%）を拡充すること。財政融資資金を活用した病院施設の整備は、東日本大震災での被害状況等を踏まえ、耐震性・制震性の高い建物の整備に加え、救急用医療機器、自家発電設備なども含め、災害時における医療活動の継続性の確保や、救命救急医療に必要なインフラの整備など、今後を見据えて行い「災害に強い大学病院」をつくることが必要不可欠である。
- (4) 附属病院の使命である教育・研究・高度医療・地域医療への貢献を十全に行い、医学研究の国際競争力、地域医療の再生を図るためには、附属病院の整備に対する、国立大学財務・経営センターが実施している低利・長期の貸付が必要不可欠である。

## ○教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学の教育・研究環境の整備については、東日本大震災による被害の早期の復旧・復興はもとより、基盤となる研究施設・設備の整備・充実や耐震化・制震化等、老朽化した教育研究施設、陳腐化した教育研究用設備、診療用設備の改善、災害に強いインフラの整備など、安全・安心な環境の下で教育研究に打ち込めるようより一層の財政措置を講ずる。また、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」の達成に向け必要な予算を確実に確保する。

平成24年度予算：震災復興特別会計予算を除くと、施設整備費の所要額の半分以下の措置に留まっている。

年間所要額 2,200億円（文科省試算額）

予算額 1,333億円（うち復興特別会計 446億円）

内訳：施設整備費補助金 915億円（うち復興特別会計 446億円）

附属病院長期借入金 418億円

#### ○科学研究費助成事業の拡充と早期の全種目完全基金化

大学の教育力・研究力を強化し、科学技術の力で世界をリードするため、大学等で行われる学術研究を支える科学研究費助成事業（科研費）について採択率の向上のための拡充を図る。また、平成23年度から実現した科研費の「基金化」は、研究費の効果的・効率的な使用に資する画期的な制度改革であり、研究成果の創出に多大な効果をもたらすものであるから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

#### ○国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

グローバル化する知識基盤社会、生涯学習社会の中で、喫緊の課題である我が国の大学の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化の推進、大学のグローバル戦略展開を図る「留学生30万人計画」の実現に資するため、特に大学の国際化や留学生の受入環境の整備、近年減少傾向にある日本人学生の海外派遣の促進等を推進する、外国人教員の確保、学生の渡航支援など関係の予算の拡充を行う。

国大協企画第109号  
平成24年9月19日

文部科学大臣  
平野博文 殿

一般社団法人 国立大学協会  
経営委員会 経営委員長 有川 節夫

### 改正労働契約法の適切な対応に向けた支援について（要望）

- 1 「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「任期法」という。）は、教員等の任期を定めることにより、大学等へ多様な人材の受入れを図り、教育研究の進展に寄与することを目的とした法律であり、この法律の施行に当たっては、文部省通達（平成9年8月）において、任期制の適切な運用に努めるとともに、教員の流動性を高め、教育研究の活性化が図られるよう特段の配慮が求められたところです。  
また、任期を定めることができるのは、①多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき、②助教の職に就けるとき、③特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるときに限定され、労働契約において任期を定めるに当たっては、あらかじめ各大学において教員の任期に関する規則を定めなければならない、また、規則を定めた場合には公表するものとされています。
- 2 国立大学法人においては、従前より上記任期法の趣旨に基づき、多数の教員等に任期を付して雇用してきたところでありますが、この度の改正労働契約法（※）を硬直的に運用した場合には、任期法の趣旨が損なわれ、教員の流動性を高められなくなるばかりでなく、教育研究の活性化にも支障を来すこととなります。  
※ 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入。
- 3 各国立大学法人からは、このたびの労働契約法の改正に関し、任期法との関係だけでなく、多数の質問等が本協会に寄せられています。各法人が新制度に適切に対応するためには、任期法による有期労働契約を適用除外とするなど大学の特性に即した制度の弾力的運用や解釈の明確化について文部科学省のご支援が不可欠ですので、要望いたします。

国大協企画第141号  
平成24年11月7日

文部科学大臣  
田中 眞紀子 殿

一般社団法人 国立大学協会  
会長 濱田 純一

### 国立大学協会総会における決議について

平素より国立大学の発展のため、格別の協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ます。

本協会は、去る11月5日に開催した平成24年度第2回通常総会において、  
別添のとおり決議しましたので、格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し  
上げます。

## 決 議

### 国立大学の機能強化を実現するために！！

我が国は、長期にわたる経済の停滞や政府債務残高の累増による財政構造の悪化に加え、東日本大震災からの復興や、欧州政府債務危機への対応など重層的なリスクにさらされている。

今、我が国が魅力的で活力ある国家として再生し、持続的発展を実現するためには、社会のあらゆる分野で革新（イノベーション）を成し遂げなければならない。この社会革新の実現には、即応的な施策のみならず、未来への投資ともいえるべき人材の育成や、科学技術・学術分野の振興などにおける中・長期的政策の展開がますます重要となっている。

本年7月に閣議決定された「日本再生戦略」においても、その要としての大学への期待が強く示されている。国立大学は、これまで多数のノーベル賞受賞者や日本を牽引する社会のリーダーを輩出し、我が国の成長発展や国際貢献のために、確固とした実績を残してきたと自負しており、そうした国立大学に対する社会の期待に応えるべく、これまで以上に、不断の改革を実行し、それぞれの大学の個性・特色を発揮しつつ、我が国の未来を切り拓くグローバル人材の育成や新たな知の創造のため、教育力・研究力の向上に邁進していく決意である。

各国立大学において、こうした機能強化に向けた改革の継続・加速化を実現するために、大学運営費の確保・充実や施設設備の整備が重要であることは論をまたない。しかしながら、国立大学の基盤を支える運営費交付金は減少の一途を辿っており、加えて、今般の国家公務員に準じた処遇水準の引き下げなど、こうした状況が続けば、優れた教育研究人材の流出や教育研究環境の劣化を招き、社会の期待に応える大学改革を実行する以前に、国立大学の教育研究の基盤が根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至ることが危惧される。

各大学が社会から負託された、「日本再生戦略」に位置づけられているグローバル人材の育成を行うとともに、科学技術・学術の力をもって明日の日本の活力を築き上げていくという責務を果たしていくため、平成25年度予算編成において、運営費交付金の確実な措置、施設整備費の確保をはじめ、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

#### 記

- **運営費交付金の確実な措置**
- **教育費負担の軽減（授業料等減免措置の拡大、奨学金の拡充等）**
- **教育研究の基盤となる施設・設備の整備**
- **国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充**
- **科学研究費助成事業の拡充と早期の全種目完全基金化**
- **国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充**

平成24年11月5日

**一般社団法人 国立大学協会 総会**

国大協企画第142号

平成24年11月7日

文部科学大臣

田中 眞紀子 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 濱田 純一

### 国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明について

平素より国立大学の発展のため、格別の協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ます。

本協会は、去る11月5日に開催した平成24年度第2回通常総会において、  
別添のとおり『声明』を採択しましたので、格段のご配慮を賜りますよう、  
お願い申し上げます。

## 国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明

特例公債法案成立の目途が未だ立たない状況のなか、国立大学法人は、9月以降、各大学の運営の基盤を支える運営費交付金の執行抑制に協力しているところである。

各国立大学においては、法人化以降、運営費交付金は減少の一途を辿るなか、懸命の努力により、運営経費の捻出に努めてきたところである。しかしながら、今回の執行抑制も重なり、そうした努力も限界に達し、資金不足に対処するため、金融機関からの借入を余儀なくされる大学が出始めており、今後、日を追うごとに増えていく見込みである。このように厳しい財政状況が続く国立大学の経営にとって、金融機関からの借入による新たな金利返済は、大きな負担となりかねない。

国立大学は、人材育成や研究開発等をもって、国や地域に貢献していることは言うまでもなく、特に地方に所在する大学においては、地域の活性化に中心的役割を担っており、その中で、国立大学の業務が停滞するような事態が生じれば、地域社会へ重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、特例公債法案の取扱いなど運営費交付金の交付に支障を生じさせることがないよう速やかな対応を図るとともに、国立大学が金融機関からの借入を行い発生した金利負担については、適切な措置を講じるよう、強く要請する。

平成24年11月5日  
一般社団法人 国立大学協会

国大協企画第171号  
平成25年1月22日

文部科学大臣  
下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会  
会長 濱田 純一

## 平成25年度予算に関する要望について

我が国は、少子高齢化の急速な進行や長期にわたる経済の停滞、政府債務残高の累増による財政構造の悪化など重層的なリスクにさらされています。加えて、東日本大震災からの復興という喫緊の課題に直面しています。

今、我が国が魅力的で活力ある国家として再生し、持続的発展を実現していくためには、社会のあらゆる分野で革新（イノベーション）を成し遂げなければなりません。この社会革新の実現には、即応的な施策のみならず、未来への投資ともいえるべき人材の育成や、科学技術・学術分野の振興などにおける中・長期的な視点に立った政策の展開が重要であり、我々は、その中核的役割を果たす国立大学のナショナルセンター、リージョナルセンターとしての更なる機能強化が不可欠であると考えます。

国立大学は、これまで多数のノーベル賞受賞者や日本を牽引する社会のリーダーを輩出し、我が国の成長発展や国際貢献のために、確固とした実績を残してきたと自負しています。知識基盤社会において、大学力はまさに国力そのものであり、国立大学は、各大学がそれぞれの特色を活かして震災復興と国の持続的発展のために全力を尽くすとともに、全大学が緊密に連携・協力して、近年の閉塞感に満ちた我が国の現状を打破すべく、知の創造拠点・高度人材育成拠点として、グローバル人材の育成や若手研究者育成など、より一層の教育力・研究力の向上に邁進していく決意です。

つきましては、国立大学が、科学技術・学術の力をもって明日の日本の活力を増進していくために、平成25年度予算編成において、運営費交付金をはじめ、国立大学関係予算の確保・充実に格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。